

図柄入りナンバープレート制度
最終取りまとめ

平成 28 年 5 月

図柄入りナンバープレート制度検討会

目 次

I. はじめに	1
II. 図柄入りナンバープレート制度	
1. 地方版図柄入りナンバープレート制度の検討結果	3
2. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別 仕様ナンバープレート制度（全国版図柄入りナンバープレ ート制度）の検討結果	11
3. 今後のスケジュール	17
III. おわりに	18
図柄入りナンバープレート制度検討会委員名簿	19
図柄入りナンバープレート制度検討会開催経緯	20

I. はじめに

(我が国の自動車保有車両数及び自動車交通の現状)

我が国の自動車の保有車両数は、約 8,133 万台（平成 28 年 2 月末現在）にのぼり、一貫して増加傾向にある。

自動車は、国内交通の 3 分の 2 を担う交通モードであり、特に地方においては 1 世帯当たりの自動車保有台数が三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県）の 2 倍近くとなるなど、国民生活においてなくてはならないものとなっている。また、近年、訪日外国人旅行者数が増加する中、観光等の交通機関の分担率においても 4 分の 3 を担っており、訪日外国人旅行者数を 2020 年までに 4,000 万人とする新たな目標を見据えると、今後、その重要度はさらに増加していくものと考えられる。

(ナンバープレートの現状とこれまでの取組み)

自動車は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）（以下「車両法」という。）の規定により、登録を受けたものでなければ運行の用に供してはならないとされており、登録を受けた自動車には国土交通大臣が通知する番号を記載した自動車登録番号標を取り付けなければならず、軽自動車についても、車両番号標を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

また、自動車登録番号標及び車両番号標（以下「ナンバープレート」という。）は、車両法により、大きさ、色、形、その他の事項について様式が定められており、無地に数字等を加えた画一的なものとなっている。

これまで、国土交通省においては、ナンバープレートの多角的な活用を図る観点から、ナンバープレートの一連指定番号の 4 桁の数字を自動車ユーザーの希望に応じて選択することができる「希望番号制」の導入（平成 10 年）や、地域振興や観光振興に活用する観点から、地域の要望に応じて追加的に新たな地域名を定める「ご当地ナンバー」の導入（平成 18 年（第一弾）、平成 26 年（第二弾））の取組みが進められてきたが、諸外国においては、地域振興や観光振興を目的に地域独自の図柄を使用したナンバープレートが交付されており、一部の図柄入りナンバープレートにおいては、交付にあわせて募集された寄付金を環境保護や観光資源の維持等に充てるなど、ナンバープレートの多角的な活用が行われている。

(図柄入りナンバープレートの導入に向けた制度設計の検討)

国土交通省においては、地方自治体からの図柄入りナンバープレートの導入に関する要望や関心の高さ、諸外国での図柄入りナンバープレートの活用事例等を踏まえつつ、ナンバープレートのさらなる多角的な活用を推進するため、我が国初の図柄入りナンバープレートを交付することとされている。

具体的には、平成 25 年 9 月に 2020 年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決定されたことを受けて、2020 年東京オリンピック・パラリンピッ

ク競技大会（以下「2020年東京大会」という。）に向けた国民的機運の醸成や意識の高揚を図る観点から、ナンバープレートに2020年東京大会のエンブレムを使用した2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート（以下「東京オリパラ特別仕様ナンバープレート」という。）を交付することとされ、また、地域における地域振興・観光振興や地域の連携強化・一体感の醸成を図る観点から、地方版図柄入りナンバープレートを交付することとされている。

また、平成27年6月には、自動車ユーザーの希望に応じて、既存のナンバープレートから東京オリパラ特別仕様ナンバープレート、地方版図柄入りナンバープレート等の図柄入りナンバープレートに交換することを可能とするための車両法の改正が行われた。

平成27年8月には、有識者を構成員とする「地方版図柄入りナンバープレート制度検討会」が設置され、交付地域の単位、対象車種、図柄の提案主体、図柄の選定基準、図柄の数、寄付金を充てる事業の範囲の考え方等についての検討を開始した。平成28年2月に開催された第3回検討会からは、東京オリパラ特別仕様ナンバープレートと地方版図柄入りナンバープレートには同じ図柄入りナンバープレートとして共通部分が多いことなどから、「地方版図柄入りナンバープレート制度検討会」を「図柄入りナンバープレート制度検討会」に改組し、双方を見据えた図柄入りナンバープレートの制度設計について検討を行ってきた。

今般、これまでの検討会における議論を踏まえ、具体的な制度設計の内容について取りまとめた。

<参考資料>

- ◆ ナンバープレート制度の概要
- ◆ 「ご当地ナンバー」の実施の概要（平成18年10月及び平成26年11月）
- ◆ 諸外国における図柄入りナンバープレートの活用事例
- ◆ 道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成27年法律第44号）の概要

Ⅱ. 図柄入りナンバープレート制度

1. 地方版図柄入りナンバープレート制度の検討結果

地方版図柄入りナンバープレートを導入するか否かは地方自治体の判断によることから、本検討会においては、地方版図柄入りナンバープレートの具体的な制度設計の検討に当たり、地方自治体に対するヒアリングやアンケート調査を実施し、また、地方版図柄入りナンバープレートを取り付ける自動車ユーザーに対するアンケート調査を実施した。

平成 26 年 9 月に実施したアンケート調査の結果においては、ご当地ナンバーを導入した地方自治体の約 9 割から「制度の具体化の状況等を踏まえて、今後導入を検討したい」との回答*が得られ、また、平成 26 年 4 月に実施したアンケート調査の結果においては、自動車ユーザーの約 3 割から「図柄入りナンバープレートの交付を希望する」との回答が得られた。

本検討会は、当該アンケート調査において図柄入りナンバープレートに対する地方自治体や自動車ユーザーの関心の高さが示されたことから、地方版図柄入りナンバープレート制度の検討を行うこととした。

なお、地方版図柄入りナンバープレート等の図柄入りナンバープレートは、持続可能な経済成長を実現するために政府が掲げる一連の施策である「日本再興戦略」改訂 2015 において、地域振興、観光振興に資する施策として盛り込まれている。

※平成 27 年 10 月に実施したアンケート調査の結果においてもすべての地方自治体の約 9 割から「関心がある」との回答が得られ、地方自治体から高い関心が示されている。

<参考資料>

- ◆ 図柄入りナンバープレート制度に対する地域からの期待（平成 26 年 9 月実施）
- ◆ 図柄入りナンバープレート制度に対する地方自治体の関心度（平成 27 年 10 月実施）
- ◆ 自動車ユーザーの図柄入りナンバープレートの交付希望（平成 26 年 4 月実施）
- ◆ 「日本再興戦略」改訂 2015（抄）（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）

（1）交付地域の単位

地方版図柄入りナンバープレート制度においては、地方自治体が地域の特色ある図柄をナンバープレートに表示するよう国土交通大臣に提案することを可能としている。

現在、ナンバープレートは、各地域における自動車の保有台数や地域名に対する愛着等を踏まえ、全国を 116 の地域で区分している。

本検討会の議論においては、地方版図柄入りナンバープレートをナンバープレートの地域名表示を単位として交付することについて、委員の合意を得た。また、地方自治体から特段の意見は寄せられなかった。

このことから、交付地域の単位についての本検討会の検討結果は、以下のとおり

とする。

(検討結果)

- 地方版図柄入りナンバープレートは、ナンバープレートの地域名表示を単位として交付する。
- 地方版図柄入りナンバープレートは、提案主体となる地方自治体の広がりによって、単独又は複数のナンバープレートの地域名表示において交付する。

<参考資料>

◆ ナンバープレートの地域名表示一覧

(2) 対象車種

地方版図柄入りナンバープレート制度においては、自動車ユーザーは、通常のナンバープレートと図柄入りナンバープレートのいずれの交付を受けるかを選択できる。地方版図柄入りナンバープレートの交付を希望する自動車ユーザーは、現行の希望番号制度と同様に、インターネット等を活用して申込みを行い、運輸支局等のナンバープレート交付窓口で交付を受けることとなる。

現行の希望番号制度においては、ナンバープレートの一連指定番号を自動車ユーザーの希望の番号とするための申込みシステムが整備されており、地方版図柄入りナンバープレートの交付に当たっても、同様に自動車ユーザーの申込みを受け付けるシステムが必要となる。地方版図柄入りナンバープレートの申込みシステムの整備は、費用対効果の観点から現行の希望番号申込みシステムを改修して行うことが望ましいと考えられる。

本検討会の議論においては、地方版図柄入りナンバープレートの対象車種を、希望番号制度と同様に、登録自動車（自家用及び事業用）と軽自動車（二輪を除く。）

（自家用）とすることについて、委員の合意を得た。また、地方自治体からは、登録自動車（事業用）についても対象としていただきたいとの意見が寄せられた。

このことから、対象車種についての本検討会の検討結果は、以下のとおりとする。

(検討結果)

- 対象車種は、費用対効果の観点から、まずは、希望番号制度の対象である登録自動車（自家用及び事業用）と軽自動車（二輪を除く。）（自家用）とする。

<参考資料>

◆ 希望番号制度の概要

(3) 図柄の提案主体

地方版図柄入りナンバープレート制度においては、地方自治体が地域の特色ある図柄をナンバープレートに表示するよう国土交通大臣に提案することを可能としている。

本検討会の議論においては、ナンバープレートの地域名表示に包含されるすべての地方自治体が図柄の提案について合意した上で、共同で国土交通省に対して行うことについて、委員の合意を得た。地方自治体からは、ナンバープレートの地域名表示と都道府県の地理的範囲が一致する場合においては、図柄の提案について、一つの市町村が当該地域名表示に包含される他の市町村と個別に調整することは実務上の負担が大きいことから、都道府県からの提案を認めていただきたいとの意見が寄せられた。

本検討会の議論の結果、ナンバープレートの地域名表示と都道府県の地理的範囲が一致する場合においては、当該都道府県の管内のすべての市町村の同意が得られることを前提とした上で、都道府県からの提案を可能とした。

このことから、図柄の提案主体についての本検討会の検討結果は、以下のとおりとする。

(検討結果)

- 国土交通省に対する図柄の提案は、
 - ・ ナンバープレートの地域名表示に包含されるすべての市区町村が合意した上で、共同で行う
 - ・ 都道府県の地理的範囲が地域名表示の範囲と一致する場合などにおいては、市区町村の同意を得た上で、都道府県が行うことも可能とすることとする。

(4) 図柄の選定基準

地方版図柄入りナンバープレート制度においては、地方自治体から提案された図柄について、ナンバープレートに記載された番号の視認性が確保されていること、その他ナンバープレートの公的な性格を踏まえて設けられる基準を満たしているか否かを国土交通省に置かれる有識者審査会で審査を行った上で、国土交通大臣が決定することとしている。

本検討会においては、地方自治体は図柄のみを提案することとした上で、ナンバープレートの公的な性格を踏まえて必要となる図柄の選定基準はどのようなものであるべきか、検討を行った。

本検討会の議論においては、委員から、

- ・ 地方版図柄入りナンバープレートは、地域の創意工夫を生かし、地域振興・観光振興や地域の連携強化・一体感の醸成を図るためのものであることから、

図柄については、原則自由とし、図柄の制約は、ナンバープレートに記載された番号等の視認性が確保されていること等のナンバープレートの公的な性格にかんがみ必要となる最低限のものに留めるべきとの意見、

- ・ 野球やサッカーチームのロゴ等は、民間企業に係る図柄としても、地域から受け入れられているものであれば、認める余地もあるのではないかとの意見、等が寄せられた。

また、地方自治体からは、

- ・ デザインの制約は極力少なくしていただきたいとの意見、
- ・ 金箔の使用や図柄の一部に毛書体を使用するなど、地域の特産品や名産がイメージできるようなものとしていただきたいとの意見、

等が寄せられた。

本検討会の議論の結果、ナンバープレートに記載された番号の視認性が確保されていることや製造工程上の技術的な制約があることを前提に、地方の特色ある図柄の提案を認める観点から、図柄の制約は必要最小限とし、民間企業に係る図柄の提案を認めるか否かは地域の判断に委ねることとした。

このことから、図柄の選定基準についての本検討会の検討結果は、以下のとおりとする。

(検討結果)

○ 地方版図柄入りナンバープレートは、番号の書体や大きさ等の様式は変更せず、ナンバープレートに地方自治体が提案した図柄を使用する。提案された図柄の選定基準は、ナンバープレートの公的な性格にかんがみ、ナンバープレートに記載された番号等の視認性が確保されていることや製造工程上の技術的な制約があることのほか、次のとおりとする。

- ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないもの（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く）
- ・ 特定の企業の営利活動を目的とするものでないもの（ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く）
- ・ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないもの
- ・ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものでないもの
- ・ 特定の人物をモチーフとするものでないもの（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く）
- ・ 他者の権利（商標登録など）を侵すものでないもの
- ・ 公序良俗に反するおそれがあるものでないもの
- ・ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないものでないもの

- 図柄は、選定基準を満たしているか否かを国土交通省に設置される有識者審査会で審査した上で、国土交通大臣が決定する。

<参考資料>

- ◆ ナンバープレートの様式
- ◆ 図柄の選定基準に対する自動車ユーザーへのアンケート調査結果(平成27年10月実施)
- ◆ 地方版図柄入りナンバープレートの提案から交付までのフロー(イメージ)

(5) 図柄の数

地方版図柄入りナンバープレート制度においては、地方自治体が地域の特色ある図柄をナンバープレートに表示するよう国土交通大臣に提案することを可能としている。

図柄入りナンバープレートは、図柄を印刷するための特別の設備が必要となることから、通常のナンバープレートに比べ、製造工程が複雑となり、工程数も相当数増えることとなる。このため、一つの地域から複数の図柄の提案を受け付ける場合は、図柄の提案から選考・交付開始までに相当の期間及び労力を要するおそれがあり、特に、視認性の確認に相当の時間を要することが懸念される。

本検討会の議論においては、委員から、

- ・ 地域においては、複数の図柄の提案を認めていただきたいとの要望もあることから、費用対効果を検証しつつ、可能な範囲で複数の図柄の提案を認めることはできないかとの意見、
- ・ 地方版図柄入りナンバープレートの交付枚数が少なければ、交付手数料が高額となることも想定され、自動車ユーザーの負担するコストを低減する観点から、提案する図柄の数にある程度制約があることはやむを得ないのではないかと意見、

等が寄せられた。

また、地方自治体からは、

- ・ 自動車ユーザーの多様なニーズに応えるために、図柄は複数提案できるとし、その中から自動車ユーザーが選択できるようにしていただきたいとの意見、
- ・ 地域のイメージを全国に展開するためには、図柄の数は、複数ではなく1種類の方が効果的との意見、

等が寄せられた。

本検討会において、これらの意見と、後述する東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの図柄の数を踏まえ、図柄の数についての検討結果は、以下のとおりとする。

(検討結果)

- 一つの地域から提案される図柄の数は、

- ・ 地域の一体感醸成等を目的とする図柄入りナンバープレートの交付を選択する場合は、寄付金なし図柄入りナンバープレート 1 種類
- ・ 地方自治体において寄付金付き図柄入りナンバープレートの交付を選択する場合は、寄付金なし図柄入りナンバープレート 1 種類のほか、寄付金付き図柄入りナンバープレート 1 種類の合計 2 種類
- ・ 寄付金付きのみの 1 種類は認めないとする。

<参考資料>

- ◆ ナンバープレートの視認性の確認

(6) 寄付金を充てる事業の範囲の考え方

地方版図柄入りナンバープレート制度においては、図柄を提案する地方自治体が一定の公益的事業に充てることを目的とする寄付金の募集を行うか否かを選択できることとしている。

一方、寄付は、事業の趣旨に賛同した自動車ユーザーが行うものであることから、本検討会においては、寄付金を充てる事業の範囲の考え方について、地方自治体へのヒアリングや地方自治体へのアンケート調査の結果に加え、自動車ユーザーへのアンケート調査の結果を踏まえて、検討を行った。

本検討会の議論においては、委員から、

- ・ 寄付は自動車ユーザーが行うものであるため、自動車関係、道路、環境を用途とすると分かりやすいが、地域の方々は観光振興に使いたいという意向もあるので、その違いを認識しながら制度設計を考える必要があるとの意見、
 - ・ 自動車ユーザーが寄付金の用途を納得した上で寄付を行えるようにすべきとの意見、
 - ・ 寄付の用途は、観光振興というように広く捉えるのではなく、ある程度限定した方がよいのではないかと意見、
 - ・ 交通遺児に対する教育等の支援も重要との意見、
- 等が寄せられた。

また、地方自治体からは、

- ・ 公共交通の維持やバリアフリー化に資する事業に使用したいとの意見、
- ・ 観光地・特産品等の知名度向上、伝統的な行事の開催、世界遺産や文化財のPR・維持管理等の観光振興に資する事業に使用したいとの意見、
- ・ 交通安全や交通被害者の支援に使用したいとの意見、
- ・ 寄付の用途については、制約を設けないでいただきたいとの意見、

等が寄せられた。

本検討会において、寄付金を観光振興などの幅広い事業に充てたいという地方

自治体の意向と、自動車ユーザーが善意で支払う寄付金は自動車ユーザー等に裨益する事業に充てられるべきとの自動車ユーザーの意向を踏まえ、寄付金を充てる事業の範囲の考え方についての検討結果は、以下のとおりとする。

(検討結果)

- 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金の募集を行うか否かは、図柄を提案する地方自治体が選択することとする。
- 寄付は、自動車ユーザーの善意により行われるものであり、また、寄付金の総額は、寄付金付き地方版図柄入りナンバープレートの交付枚数等に連動して年度毎で増減することが想定される。
したがって、寄付金は自動車ユーザー等に裨益する事業であって、単年度で支出の効果が発現するものに充てられることとする。

例えば、

- ・ 地域における自動車交通サービスの改善・利用促進に資する事業（リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入、公共交通機関の利用の啓発等）
- ・ 観光振興に資する事業（臨時バスの運行、周遊パスの発行等の輸送の円滑化、輸送力の強化を伴うイベント等の経費等）
- ・ 交通事故の被害者救済（一時金等）

等が考えられる。

- 地方自治体は、あらかじめ、寄付金を充てる事業を明らかにした上で、地方版図柄入りナンバープレートに関する地域の自動車ユーザーの需要動向や寄付金を活用した事業の効果等を検証し、これらの結果とあわせて図柄及び寄付金の募集を国土交通大臣に提案する。

<参考資料>

- ◆ 寄付金付き地方版図柄入りナンバープレートの取り付けに対する自動車ユーザーへのアンケート調査結果（平成27年10月実施）
- ◆ 寄付金を充てる事業に対する自動車ユーザーへのアンケート調査結果（ 〃 ）
- ◆ 寄付金を充てる具体的な事業に対する自動車ユーザーへのアンケート調査結果（ 〃 ）

(7) 寄付金の募集・配分

地方版図柄入りナンバープレート制度の寄付金は、地方版図柄入りナンバープレートの交付に際し交付手数料と合わせて収受され、提案した地域における事業に配分されることとなる。

寄付金は自動車ユーザーが善意で支払うものであることから、本検討会においては、寄付金の募集・配分について、自動車ユーザーへのアンケート調査の結果

等を踏まえ、検討を行った。

本検討会の議論においては、委員から、

- ・ 寄付金の配分に係る透明性・公平性の確保等に関して適切な要件を設けることとしており、賛成である。特に寄付金を配分した事業の効果を事後的に検証することを要件としている点は評価するとの意見、
- ・ 事業の効果の検証にあまりコストをかけたものとならないようにすることが必要であるとの意見、

等が寄せられた。

また、地方自治体からは、提案した地域に寄付金が還元されるような制度設計としていただきたいとの意見が寄せられた。

本検討会において、これらの意見を踏まえ、寄付金の募集・配分についての検討結果は、以下のとおりとする。

(検討結果)

○ 地方版図柄入りナンバープレートにおける寄付金の募集・配分は、次のとおりとする。

- ・ 全国の各地方自治体から提案された寄付金の募集及び寄付金を充てる事業の提案に対して、寄付金を効率的かつ寄付目的に沿って募集し、配分する観点から、国又は地方自治体以外の非営利の組織が寄付金の募集・配分を全国一元的・専門的に行う。
- ・ 寄付金の配分に係る透明性・公平性の確保の観点から、事業の効果、配分額等について、寄付金の募集・配分を行う組織に設置された第三者機関（以下「第三者機関」という。）が審査を行い、事業を選定する。
- ・ 寄付金の募集・配分に当たり、第三者機関が地方自治体から地域の意見を聴取する。
- ・ 寄付金の募集・配分を行う組織は、事後的に地方自治体から事業の結果の報告を求め、第三者機関が検証を行う。なお、検証に当たっては、検証に要するコストに留意する。
- ・ 自動車ユーザーが寄付を行いやすくするため、寄付をナンバープレートの交付申請と同時に行うことを可能とし、寄付金に係る税制上の特例措置が受けられるよう、寄付に対する受領証明書を発行する。

<参考資料>

- ◆ 寄付金の募集・配分に対する自動車ユーザーへのアンケート調査結果（平成27年10月実施）
- ◆ 地方版図柄入りナンバープレートの寄付金の募集・配分のフロー（イメージ）

2. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレート制度（全国版図柄入りナンバープレート制度）の検討結果

東京オリパラ特別仕様ナンバープレートは、同じ図柄入りナンバープレートとして先行して検討を行った地方版図柄入りナンバープレートと共通する部分が多くあることから、本検討会においては、東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの制度設計について、地方版図柄入りナンバープレート制度の検討結果を可能な限り踏まえつつ、検討を行うこととした。

また、東京オリパラ特別仕様ナンバープレートに固有な事項については、個別に検討を行った。

なお、東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの交付は、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（平成27年11月27日閣議決定）（以下「オリパラ基本方針」という。）に基づき、2020年東京大会に関連して政府が講ずるべき施策を取りまとめた「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組」に盛り込まれている。

<参考資料>

- ◆ 東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの実施に関する政府の方針

（1）交付地域の単位

本検討会においては、交付地域の単位について、地方版図柄入りナンバープレート制度の検討結果（Ⅱ. 1. (1)）を踏まえ、検討を行った。

本検討会の議論においては、東京オリパラ特別仕様ナンバープレートをナンバープレートの地域名表示を単位として交付すること、オリパラ基本方針において「大会を国民総参加による日本全体の祭典とし、北海道から沖縄まで、全国津々浦々にまで、大会の効果を行き渡らせ、地域活性化につなげる」とされていることを踏まえ、すべてのナンバープレートの地域名表示（全国）において交付することについて、委員の合意を得た。

このことから、交付地域の単位についての本検討会の検討結果は、以下のとおりとする。

（検討結果）

- 東京オリパラ特別仕様ナンバープレートは、ナンバープレートの地域名表示を単位として交付する。
- 東京オリパラ特別仕様ナンバープレートは、2020年東京大会が国家的なイベントであるため、すべてのナンバープレートの地域名表示（全国）において交付する。

(2) 対象車種

本検討会においては、対象車種について、地方版図柄入りナンバープレート制度の検討結果（Ⅱ. 1. (2)）を踏まえ、検討を行った。

本検討会の議論においては、東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの対象車種について、希望番号制度と同様に、登録自動車（自家用及び事業用）と軽自動車（二輪を除く。）（自家用）とすることについて、委員の合意を得た。

このことから、対象車種についての本検討会の検討結果は、以下のとおりとする。

（検討結果）

- 対象車種は、地方版図柄入りナンバープレート制度の対象車種と同様に、希望番号制度の対象である登録自動車（自家用及び事業用）と軽自動車（二輪を除く。）（自家用）とする。

(3) 図柄の提案主体

本検討会においては、図柄の提案主体について、東京オリパラ特別仕様ナンバープレートが国家的なイベントの開催に伴い全国で交付されるものであることを踏まえ、検討を行った。

本検討会の議論においては、2020年東京大会に向けた国民的機運の醸成や意識の高揚を図る観点から、図柄は、国土交通省等において、国民に理解が得られる方法により選考すること、また、2020年東京大会のエンブレムを使用する観点から、具体的な図柄の選考方法については公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と調整することについて、委員の合意を得た。

このことから、図柄の提案主体についての本検討会の検討結果は、以下のとおりとする。

（検討結果）

- 図柄は、国民に理解が得られる方法により選考することを前提とし、図柄の提案主体を含め、具体的な図柄の選考方法については、2020年東京大会のエンブレムを使用することから、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と調整する。

<参考資料>

◆ 東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの公募から交付までのフロー（イメージ）

(4) 図柄の選定基準

本検討会においては、図柄の選定基準について、地方版図柄入りナンバープレート制度の検討結果（Ⅱ. 1. (4)）を踏まえ、検討を行った。

本検討会の議論においては、地方版図柄入りナンバープレートの図柄の選定基準に2020年東京大会の開催記念であること等のテーマを表現したものであることを追加すること等について、委員の合意を得た。

このことから、図柄の選定基準についての本検討会の検討結果は、以下のとおりとする。

(検討結果)

- 東京オリパラ特別仕様ナンバープレートは、番号の書体や大きさ等の様式は変更せず、ナンバープレートに図柄を使用する。図柄の選定基準は、2020年東京大会の開催記念であること等のテーマを表現したものであること、ナンバープレートの公的な性格にかんがみ、ナンバープレートに記載された番号等の視認性が確保されていることや製造工程上の技術的な制約があることのほか、次のとおりとする。
 - ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないもの（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く）
 - ・ 特定の企業の営利活動を目的とするものでないもの（ただし、国民に広く受け入れられているものを除く）
 - ・ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないもの
 - ・ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものでないもの
 - ・ 特定の人物をモチーフとするものでないもの（ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く）
 - ・ 他者の権利（商標登録など）を侵すものでないもの
 - ・ 公序良俗に反するおそれがあるものでないもの
 - ・ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないものでないもの
- 図柄は、提案された図柄が選定基準を満たしているか否かを国土交通省に設置される選考委員会において審査した上で、国土交通大臣が決定する。

(5) 図柄の数

本検討会においては、図柄の選定基準について、地方版図柄入りナンバープレート制度の検討結果（Ⅱ. 1. (5)）を踏まえ、検討を行った。

本検討会の議論においては、図柄の数は視認性の確認等の観点からできる限り少ないほうが望ましいと考えられること、東京オリパラ特別仕様ナンバープレートは、2020年東京大会開催に向けた国民的機運の醸成や意識の高揚を図ること、募集される寄付金は2020年東京大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備

促進・利便性向上に充てられることを踏まえ、図柄の数を、

- ・ 2020年東京大会開催に向けた国民的機運の醸成等を目的とする寄付金なし図柄入りナンバープレート1種類、
- ・ 国民的機運の醸成等に加え、2020年東京大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備促進・利便性向上に充てられることを目的とする寄付金付き図柄入りナンバープレート1種類、

の合計2種類とすることについて、委員の合意を得た。

このことから、図柄の数についての本検討会の検討結果は、以下のとおりとする。

(検討結果)

- 東京オリパラ特別仕様ナンバープレートは、2020年東京大会開催に向けた国民的機運の醸成や意識の高揚を図ることのほか、募集される寄付金を2020年東京大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備促進・利便性向上に充てられることを目的としている。
- このため、図柄の数は、
 - ・ 2020年東京大会開催に向けた国民的機運の醸成等を目的とする寄付金なし図柄入りナンバープレート1種類、
 - ・ 国民的機運の醸成等に加え、2020年東京大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備促進・利便性向上に充てられることを目的とする寄付金付き図柄入りナンバープレート1種類、の合計2種類とする。

(6) 寄付金を充てる事業の範囲の考え方

本検討会においては、寄付金を充てる事業の範囲の考え方について、地方版図柄入りナンバープレート制度の検討結果(Ⅱ. 1. (6))を踏まえ、検討を行った。

本検討会の議論においては、寄付金を自動車ユーザー等に裨益し、単年度で支出の効果が発現する事業であって、オリパラ基本方針に記載された、2020年東京大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備を促進し、利便性を向上するものに充てられることについて、委員の合意を得た。

このことから、寄付金を充てる事業の範囲の考え方についての本検討会の検討結果は、以下のとおりとする。

(検討結果)

- 寄付金の使途については、自動車ユーザー等に裨益し、単年度で支出の効果が発現する事業であって、オリパラ基本方針に記載された、2020年東京大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備を促進し、利便性を向上するものに充てられることとする。

(交通サービスの整備を促進し、利便性を向上する事業の例)

- ・ リフト付きバスの導入
- ・ ユニバーサルデザインタクシーの導入
- ・ BRT (Bus Rapid Transit: 連節バス、PTPS (公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム) の整備
- ・ 高速バス等における多言語対応券売機の導入 等

<参考資料>

- ◆ 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」(抄)(平成27年11月27日閣議決定)
- ◆ 東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの寄付金を充てる事業(例)

(7) 寄付金の募集・配分

本検討会においては、東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの寄付金の募集・配分について、地方版図柄入りナンバープレート制度の検討結果(Ⅱ. 1. (7))を踏まえ、検討を行った。

本検討会の議論においては、寄付金の募集・配分を行う組織について、地方版図柄入りナンバープレートと同一の組織にすることについて、委員の合意を得た。

このことから、寄付金の募集・配分についての本検討会の検討結果は、以下のとおりとする。

(検討結果)

- 東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの寄付金の募集・配分は、図柄入りナンバープレートの寄付金の募集・配分に係る専門性を活かす観点から、地方版図柄入りナンバープレートと同一の組織が次のとおり行うこととする。
 - ・ 2020年東京大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備を促進し、利便性を向上する事業に対して、寄付金を効率的かつ寄付目的に沿って募集し、配分する観点から、国又は地方自治体以外の非営利の組織が寄付金の募集・配分を全国一元的・専門的に行う。
 - ・ 寄付金の配分に係る透明性・公平性の確保の観点から、事業の効果、配分額等について、寄付金の募集・配分を行う組織に設置された第三者機関(以下「第三者機関」という。)が審査を行い、事業を選定する。
 - ・ 寄付金の募集・配分に当たり、第三者機関が2020年東京大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備を促進し、利便性を向上する事業の対象となる交通サービスを提供する事業者等から意見を聴取する。
 - ・ 寄付金の募集・配分を行う組織は、事後的に寄付金を配分した事業者等から

事業の結果の報告を求め、第三者機関が検証を行う。なお、検証に当たっては、検証に要するコストに留意する。

- ・ 自動車ユーザーが寄付を行いやすくするため、寄付をナンバープレートの交付申請と同時に行うことを可能とし、寄付金に係る税制上の特例措置が受けられるよう、寄付に対する受領証明書を発行する。

<参考資料>

- ◆ 東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの寄付金の募集・配分のフロー（イメージ）

(8) その他

2020年東京大会においては、「大会開催前から計画的にアクションに取り組み、各分野にハード・ソフトの両面にわたるレガシーを創出することで、次代の日本社会の姿を子供達に示すこと」（「東京2020 アクション&レガシープラン 2016 中間報告」（平成28年1月25日公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会））を目指している。

今般、全国版図柄入りナンバープレート制度として東京オリパラ特別仕様ナンバープレート制度を取りまとめたところであるが、本取りまとめも2020年東京大会のレガシーのひとつとして位置付けられるものである。

今後、国の施策において、全国版図柄入りナンバープレートを交付する場合、本取りまとめにある東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの制度を可能な限り踏まえつつ、検討が行われるべきである。

3. 今後のスケジュール

(地方版図柄入りナンバープレート)

今後、図柄や寄付金を活用した事業の提案等を行うための必要書類等を記載した要綱の整備や、地方自治体向けの制度説明会を地方運輸局単位で開催する等、概ね以下のスケジュールで進めていくこととする。

平成 28 年 5 月 19 日 第 4 回検討会開催

6 月以降 【国土交通省における対応】

- ・地方運輸局単位での図柄入りナンバープレート制度の説明会の開催（周知）

【地方自治体における対応】

- ・地方版図柄入りナンバープレートの導入の検討（図柄の数、寄付金を充てる事業等）
- ・地域のニーズ、寄付金を充てる事業の効果等の調査
- ・地域名表示内の地方自治体間の調整
- ・図柄の公募、選考、商標調査 等

平成 29 年度以降 【地方自治体における対応】

- ・図柄等の提案申請
- ・国土交通省の有識者審査会におけるプレゼンテーション

【国土交通省における対応】

- ・提案受付、提案締切り
- ・提案された図柄の視認性の確認
- ・提案された図柄等の審査（有識者審査会の開催）
- ・地方版図柄入りナンバープレートの交付開始
(交付開始時期は、東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの交付開始以降になる見込み)

(東京オリパラ特別仕様ナンバープレート)

今後、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と図柄の選考方法の調整を行う等、概ね以下のスケジュールで進めていくこととする。

平成 28 年 5 月 19 日 第 4 回検討会開催

6 月以降 ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と図柄の公募方法等の調整

- ・図柄の視認性の確認、商標調査
- ・選考委員会による図柄の選考 等
- ・東京オリパラ特別仕様ナンバープレートの交付開始
(交付開始時期は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と調整の上、決定)

Ⅲ. おわりに

本検討会は平成 27 年 8 月から計 4 回開催し、具体的な検討事項の整理、地方自治体に対するヒアリングやアンケート調査、自動車ユーザーに対するアンケート調査等を行うとともに、図柄入りナンバープレートの具体的な制度設計に向け、精力的に議論を行った。本取りまとめは、その検討結果を取りまとめたものである。

今後、国土交通省が中心となり、本取りまとめに沿って、図柄入りナンバープレートの交付、さらには寄付金の募集・配分等に向けた各種の作業が進められることとなる。本取りまとめにより創出された図柄入りナンバープレート制度が全国版、地方版とも大いに活用されることを期待するとともに、寄付金を活用した交通サービスの整備促進・利便性向上、地域振興、観光振興等に貢献できれば幸甚である。

最後となるが、本取りまとめはもとより万能の処方箋では無く、作業の過程で本検討会では取り上げていない新たな課題などが生じる可能性もあると思われる。本取りまとめを徒に硬直的に取り扱うべきでは無く、必要がある場合には、本取りまとめの検討過程と同様、真摯な議論の積み重ねにより適切に検討事項を追加したり、見直したりすることで、真の意味で本取りまとめを活かしていくことを望むものである。

図柄入りナンバープレート制度検討会 委員名簿

すぎやま たけひこ
◎杉山 武彦 一般財団法人運輸政策研究機構運輸政策研究所所長

いしだ はるお
石田 東生 筑波大学システム情報系社会工学域教授

かわばた ゆみ
川端 由美 自動車ジャーナリスト

まつだ えいぞう
松田 英三 元（財）日本生産性本部エネルギー環境部参与

みすい ゆうき
味水 佑毅 元高崎経済大学地域政策学部観光政策学科准教授

やがさき のりこ
矢ヶ崎 紀子 東洋大学国際地域学部国際観光学科准教授

やまね たえ
山根 多恵 温泉津温泉吉田屋大女将

(座長 (◎) 以下、五十音順／敬称略)

図柄入りナンバープレート制度検討会

開催経緯

第1回検討会*（平成27年8月27日）

- 地方版図柄入りナンバープレートについて
- 各自治体に対するヒアリング①について
春日井市、堺市、仙台市、茨城県・つくば市、金沢市、奄美市、山梨県・静岡県
- 制度設計に伴う検討事項に関する議論について

第2回検討会*（平成27年10月29日）

- 第1回検討会における主な検討事項について
- 各自治体に対するヒアリング②について
奈良県、三重県
- 制度設計に向けた論点整理について

第3回検討会（平成28年2月19日）

- 地方版図柄入りナンバープレートの制度設計に向けた論点整理(寄付金)について
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートの制度設計について
- 図柄入りナンバープレート制度骨子(案)について
- 今後のスケジュールについて

第4回検討会（平成28年5月19日）

- 第3回検討会における検討事項について
- 図柄入りナンバープレート制度最終取りまとめ(案)について

※第1回及び第2回の検討会は、「地方版図柄入りナンバープレート制度検討会」として開催